

公益社団法人 日本地下水学会 代議員総会運営規程

2016年5月7日 制定

2021年5月15日 改定

(目的)

第1条 この代議員総会運営規程(以下「規程」という。)は、公益社団法人日本地下水学会(以下「この学会」という。)における代議員総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員、代議員、代理人)

第2条 この学会の役員(理事、監事)と代議員(社員)については、次のとおりとする。

2. この学会の運営組織として、役員と代議員の兼務を認める。ただし、代議員総会において兼務者は役員の立場であり、議決権については議長に委任する。
3. 役員と代議員の兼務者は、代議員総数の五分之一を超えてはならない。
4. 代議員総会に欠席する代議員は、議長または出席する代議員を代理人として、議事、議案に関する一切の権限を委任することができる。

(招集の手続)

第3条 代議員総会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 代議員総会の日時、場所およびインターネット等の手段を用いて開催する場合はその開催方法
- (2) 代議員総会の目的である事項
- (3) 書面によって議決権を行使することができる旨
- (4) 電磁的方法によって議決権を行使することができる旨
- (5) 次に掲げる事項
 - イ 代議員総会参考書類に記載すべき事項
 - ロ 書面による議決権の行使については議決権行使書を開催日の前日までに提出すべき旨
 - ハ 電磁的方法による議決権の行使については開催日の前日までにすべき旨
- (6) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
- (7) 次に掲げる事項が代議員総会の目的である事項である場合は、当該事項に係る議案の概要
 - イ 会員の除名、代議員の解任、監事の解任
 - ロ 役員等の選任
 - ハ 定款の変更
 - ニ 解散

ホ その他法律で定められた事項

(招集の通知)

第4条 代議員総会を招集するには、会長は、代議員総会の開催日の2週間前までに、代議員に対して書面でその通知を発しなければならない。

2. 前項の通知には、第3条各号に掲げる事項を記載するとともに、代議員総会参考書類および議決権行使書、出席票その他必要な書類を同封しなければならない。

3. インターネット等の手段を用いて代議員総会を開催する場合は、インターネット等の手段を用いて代議員総会に出席し、審議に参加し、議決権を行使するための方法を明記しなければならない。

(会場の設営等)

第5条 代議員総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

2. インターネット等の手段を用いて開催する場合は、会場とWeb出席者の間で情報伝達の双方向性と即時性を確保できる環境を整えなければならない。

(代議員等の出席)

第6条 代議員総会に出席する代議員は、会場の受付において、予め送付を受けた出席票の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

2. 代議員の代理人として代議員総会に出席する者は、会場の受付において、前項の出席票と委任状の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

3. インターネット等の手段を用いて代議員総会に出席する代議員は、予め送付されたIDとパスワード等でログインすることにより資格を明らかにする。

(代議員以外の者の出席)

第7条 理事および監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、代議員総会に出席しなければならない。

2. この学会の職員および弁護士等は、議長、理事または監事を補助するために、議長の許可を得て代議員総会に出席することができる。

3. 前二項の対象者は、インターネット等の手段を用いて出席することができる。

(議長の権限)

第8条 議長は、代議員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2. 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断する場合は、次の者に対して退場を命じることができる。

(1) 代議員またはその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者

(2) 議長の指示に従わない者

(3) 代議員総会の秩序を乱した者

3. 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損しまたは侮辱する発言、代議員総会の品位を汚す発言その他議事を妨害しまたは議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限しまたはその発言を中止させることができる。

(定足数の確認)

第9条 議長は、代議員総会の開会に際し、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告しなければならない。

(開会の宣言)

第10条 開会の予定時刻が到来した場合は、議長は議場に開会を宣言する。

(開会時刻の繰り下げ)

第11条 議長は、やむを得ない事由がある場合は、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している代議員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第12条 議長は、各議事に入るにあたり、その議題を付議することを宣言する。

2. 議長は、あらかじめ招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3. 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告または説明)

第13条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認める場合は、理事および監事に対しその議題に関する事項の報告または説明を求めることができる。この場合、理事または監事は、議長の許可を得て、補助者に報告または説明をさせることができる。

2. 代議員が理事または監事に対し特定の事項について説明を求める場合は、議長は理事または監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該代議員総会の目的である事項に関しないものである場合、またはその説明をすることが代議員の共同の利益を著しく害する場合その他の理由がある場合と議長が認める場合はこの限りでない。

3. 一般社団法人および一般財団法人に関する法律第43条、第44条または第49条第3項の規程により代議員から提案があった場合、議長はその代議員に議題の説明を求め、また、理事または監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第14条 議題について発言する場合は、議長の許可を受けなければならない。

2. 発言の順序は、議長が決定する。

3. 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認める場合は、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第15条 代議員は、代議員総会の議事進行に関し、動議を提出することができる。

2. 前項の動議については、議長はすみやかに採決しなければならない。
3. 議長は、第1項の動議が、代議員総会の議事を妨害する手段として提出された場合、不適法または権利の濫用にあたる場合、その他動議に合理的な理由がないことが明らかな場合は直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第16条 代議員総会の議長が、その代議員総会において出席代議員の中から選出された場合は、議長不信任動議を提出することができない。

2. 議長不信任動議が提出された場合は、議長はすみやかに採決しなければならない。
3. 前項の動議が決議された場合は、事務局長が仮議長となり、その代議員総会の議長を出席代議員の中から選出する。

(採決)

第17条 議長は、議題について質疑および討論が尽くされたと認められる場合は、審議終了を宣言し、採決することができる。

2. 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。ただし、理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補につき採決を行わなければならない。
3. 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行う。
4. 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合は、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
5. 修正案の採決においては、書面または電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対または棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取扱う。
6. 議長は、議決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
7. 議長は、採決に先立って、議題および自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることとはできない。

(出席した代議員の議決権の数)

第18条 代議員総会の議決については、次の数の合計数を出席した代議員の議決権の数とする。

- (1) 出席した代議員本人の議決権の数
- (2) 代理人を出席させた代議員の議決権の数
- (3) 議決権行使書を開催日の前日までに提出した代議員の議決権の数
- (4) 電磁的方法により開催日の前日までに議決権を行使した代議員の議決権の数

(採決結果の宣言)

第19条 議長は、採決が終了した場合は、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第20条 議長は、必要と認める場合は、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期または続行)

第21条 代議員総会を延期または続行する場合は、代議員総会の決議による。

2. 前項の場合、延会または継続会の日時および場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。

3. 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時および場所をすみやかに代議員に通知しなければならない。

4. 延会または継続会の日は、当初の代議員総会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第22条 議長は、すべての議事が終了した場合または延期もしくは続行が決議された場合は、閉会を宣言する。

(議事録)

第23条 代議員総会の議事については、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

2. 議事録には、別表に掲げる事項を記載または記録する。また、議長および議事録作成者はこれに記名押印しなければならない。

(議事の経過およびその結果の報告)

第24条 議長は、欠席した代議員に対して、書面をもって議事の経過およびその結果の概要を遅滞なく報告する。

2. 会長は、代議員総会の議事の経過およびその結果の概要を会誌およびホームページ等に掲載する。。

(事務局)

第25条 代議員総会の事務局は、この法人の事務局がこれにあたる。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、代議員総会の議決を経て行う。

(附則)

第27条 この規程は、規程制定時の代議員総会から施行する。

別表（第23条関係）

議事録記載事項

- 1 開催された日時
- 2 開催された場所、方法
- 3 代議員総数
- 4 出席した代議員数、氏名および出席方法
- 5 出席した役員（理事および監事）数、氏名および出席方法
- 6 総会の成立（定足数の確認結果）
- 7 議長の氏名
- 8 議事録作成者の氏名
- 9 代議員総会資料（資料リスト）
- 10 議事の経過の要領およびその結果
- 11 決議を要する事項について特別の利害関係を有する代議員がある場合は、当該代議員の氏名
- 12 次の意見または発言がある場合は、その意見または発言の内容の概要
 - イ 監事が、監事の選任若しくは解任または辞任について意見を述べた場合
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された代議員総会に出席して辞任した旨およびその理由を述べた場合
 - ハ 監事が、理事が代議員総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反しまたは著しく不当な事項があるものと認めて、代議員総会に報告した場合
 - ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べた場合